



早島町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により定例監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年10月28日

早島町監査委員 守 谷 勝



早島町監査委員 平 岡 江利子



令和 7 年度 監査実施結果報告書

1 . 監査を実施した日

令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

2 . 監査の対象

ふれあいの森公園指定管理について

対 象 課 都市整備部 建設課

対象事務 指定管理者の公募 から 令和 6 年度実績報告まで

3 . 監査の方法

担当部署より、指定管理者公募から令和 6 年度の実績報告までに関する実施状況の説明を求め、収支報告書等の書類の確認並びに関係職員からのヒアリングを行い、検証を行いました。指定管理の目的や公募方法が適正に行われているかどうか、申請から実績報告等の事務手続きが適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

4 . 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

ふれあいの森公園指定管理については、管理者業務水準書及び協定書に基づき、適正に実施されているものと認められた。

(2) 監査の意見

指定管理者制度においては、民間(指定管理者)のノウハウを活用し、施設利用者の利便性向上を目的として導入された制度である。指定管理者と担当部署は、積極的にコミュニケーションをとり、施設を地域活性化の資源として地域の特性や周辺地域の方々の声を活かした取組みを進めていくとともに、コロナ禍以降大きく変化する利用形態や利用者ニーズを的確に把握・分析・共有し、今以上に魅力的で住民に求められる施設運営の実現に努められたい。また、指定管理契約期間満了に際しては、漫然と指定管理の公募を実施するのではなく、利用者アンケートの結果等を踏まえたうえで、指定管理制度そのものに対し事業評価を行っていただきたい。